横浜市戸塚スポーツセンター 指定管理者選定委員会

審査報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市戸塚スポーツセンター第4期指定管理者の選定にあたり、横浜市戸塚スポーツ センター指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、応募者から提出され た応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、審査結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長 川邊 保孝 東海大学 准教授

委員 市川 美季 税理士

栗田 優 戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会 会長

田中 光夫 上倉田地区連合会 会長

中嶋 伴子 とつか区民活動センター センター長

(吉田洋子委員は令和3年5月11日をもって都合により辞退しました)

3 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程	
◆第1回選定委員会(傍聴者2名) 1 委員長、職務代理者の選出 2 選定スケジュール、会議の公開、非公開について 3 横浜市戸塚スポーツセンター第4期指定管理者 公募書類の決定	令和3年4月15日(木)	
公募書類の配布 (ホームページにて公表)	令和3年4月28日(水)~	
現地見学会兼公募説明会(参加必須) ※申込3団体、4名	令和3年5月24日(月)	
公募に関する質問受付	令和3年5月24日(月) ~ 5月28日(月)	
応募書類の提出(2団体)	令和3年6月24日(木) ~ 6月28日(月)	
◆第2回選定委員会(傍聴者10名)	令和3年7月29日(木)	

◆は選定委員会

4 選定にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」 という。)において、あらかじめ定めた評価基準項目に従って、応募者から提出された応募書 類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、審査として応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション (発表及び質疑応答)を行いました。

なお、評価は、各委員が112点満点で採点した上で集計しました。

- ※ 112 点と別に加減点項目として、次の項目を採点しました。
 - ・「市内中小企業等であるか」として上限5点
 - ・現指定管理者のみ「実績評価」として上限5点、下限-5点

5 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」に該当すること、「欠格事項」「応募者の失格」に該当のないことを確認しました。

(1) 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(以下、「団体」という。) (法人格は不要。ただし個人は除く)

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- イ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の 必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- カ 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- キ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること
- ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、 必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

6 応募団体と選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者に決定しました。

順位	団体名	
指定候補者	公益財団法人横浜市スポーツ協会	
次点候補者	株式会社東急スポーツオアシス	

7 得点

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	団体の状況	45 点	35.4点	29.4 点
(2)	施設の平等・公平な利用の確保	50 点	37.6点	34.8 点
(3)	施設の効用の最大限発揮	100 点	81.6点	72.8 点
(4)	本市の重要施策を踏まえた取組	30 点	25.2 点	21.6点
(5)	管理運営経費	110 点	85.2 点	77.6点
(6)	施設管理	50 点	39.0 点	34.0 点
(7)	安全管理	30 点	24.0 点	21.0 点
(8)	地域・他の区民利用施設等との協力	105 点	85.4点	70.0 点
(9)	モニタリング	15 点	11.4点	9.0点
(10)	感染症の対策に関する取組	25 点	20.0 点	18.0 点
	小計	560 点	444.8点	388.2 点

(7)	加減点項目	50 点	20.0 点	0.0点
合計		610 点	464.8 点	388.2 点

8 審査講評

【指定候補者】公益財団法人横浜市スポーツ協会

安心安全な施設利用や利便性の向上のほか、設備の保全や自主事業における収益の還元 方法に関する取組が非常に具体的に示されていた。

また、スポーツ施設としての管理運営はもとより、公共施設としての役割をしっかりと認識していることが感じられる提案であり、安心して任せられると判断した。特に、地域をはじめ、幅広い主体との連携は、団体の強みとして自信をもって提案しており、とても期待が持てる内容であった。

医療機関と連携したヘルスケア事業の展開や、サブスクリプションサービスなどは、これまでにない新たな取組として楽しみな内容であるが、公共施設が実施する意義をよく考え、利用者の意見を取り入れながら実施してもらいたい。

総じて、第4期指定管理期間においては、提案内容を着実に実施していくとともに、より多くの利用者が快適に利用できるよう管理運営を行うことで、区民の健康改善や運動機会の拡充に寄与することに期待したい。

【次点候補者】株式会社東急スポーツオアシス

施設運営に関する法人のノウハウを活かした多彩な運動プログラムが提案されており、利用者サービス向上に貢献していくことが期待できる提案内容であった。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設利用者数が減少傾向である現状を踏まえ、周辺地域や他施設などへの積極的な働きかけや、豊富なオンラインコンテンツを活用することで、区民の運動機会の拡充に取り組む姿勢は評価したい。

一方で、スポーツセンターが単なる運動施設ではなく、公共施設としてどのような役割を果たす必要があるのか、周辺地域の団体等とどのような連携をしていくのかについて、 具体性が十分でない部分が見られた。

また、区内にある営業所との連携など、法人にしかできない取組を軸にして、スポーツ センターから戸塚区を盛り上げていくような工夫を求めたかった。